

別紙標準様式（第 7 条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 24 年度第 2 回枚方市環境審議会
開 催 日 時	平成 24 年 11 月 9 日（金） 10 時 00 から 11 時 50 分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館 4 階 第 3・4 会議室
出 席 者	（会長）浅野委員 （委員）稲森委員、今田委員、柿丸委員、佐久間委員、笹井委員、 下野委員、寺田委員、永嶋委員、野田委員、藤尾委員、丸井委員、 水内委員、水丸委員、溝口委員、三輪委員
欠 席 者	（副会長）高橋委員 （委員）石川委員、岩城委員、小川委員、川合委員、小杉委員、 田中委員、増田委員、三田村委員
案 件 名	審議案件 （1）枚方市公害防止条例の見直しについて（諮問） （2）「地球温暖化対策実行計画の策定について（部会報告）」 について 報告案件 （1）第 2 次枚方市環境基本計画に基づく取り組み状況につ いて （2）平成 23 年度環境調査結果及び工場・事業場の規制状況 について
提出された資料等の 名 称	資料 1 枚方市公害防止条例の見直しについて（諮問） 資料 2－1 地球温暖化対策実行計画の策定について（部会報 告） 資料 2－2 「地球温暖化対策実行計画の策定について」の部会 報告にあたっての付帯意見 資料 3－1 第 2 次枚方市環境基本計画平成 23 年度事業計画実 績 資料 3－2 第 2 次枚方市環境基本計画平成 24 年度事業計画 資料 4 平成 24 年版（2012 年版）環境データ集
決 定 事 項	・諮問された枚方市公害防止条例の見直しについて、部会を設 置し、審議を行う。 ・地球温暖化対策実行計画の策定についての答申内容について、 会長に一任し、後日答申を行う。

会議の公開、非公開の別 及 び 非 公 開 の 理 由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	2 人
所 管 部 署 (事 務 局)	環境保全部 環境総務課

審 議 内 容

<開 会>

浅野会長： 皆さま、おはようございます。定刻になりましたので、ただ今より平成24年度第2回枚方市環境審議会を開催します。

それでは、西口環境保全部長からご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

環境保全部長： （挨拶）

浅野会長： ありがとうございます。それでは早速ですが、事務局から諸般の報告をお願いいたします。

事務局： 本日の出席委員数は16名で、2分の1以上の委員にご出席いただいておりますので、枚方市環境審議会規則第4条第2項の規定に基づきまして本審議会が成立していることをご報告申し上げます。なお、本日の傍聴者は2名となっております。

次に、資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

<案 件>

浅野会長： 枚方市公害防止条例の見直しについて、諮問をお受けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局： それでは、枚方市から環境審議会に対して「枚方市公害防止条例の見直しについて」諮問させていただきます。

（西口環境保全部長から浅野会長に諮問書の手渡し）

浅野会長： 公害防止条例の見直しについて諮問いただきましたが、早速これについて審議したいと思いますので、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局： （資料1について説明。）

浅野会長： ありがとうございます。公害防止条例の現状と今後の見通し、目的などについて簡潔に説明していただきました。この案件は来年の5月に答申としてお渡しすることになりますので、こうしてすべての委員の皆さまに何回もお集まりいただいて審議いたしますのは、少し厳しいかと存じますので、僭越ですが部会を設置しまして、そこで緊密な議論をしていただきたいと思います。

枚方市環境審議会規則第5条第1項で、今申し上げました部会を設けることができることになっておりますので、そういう方向でご了承いただけますでしょうか。

各委員：	(了承)
浅野会長：	ありがとうございます。それでは、公害規制検討部会を設置することいたします。審議会規則第5条第2項に、審議会の会長がその部会委員を指名することができることになっております。私から早速、指名させていただきますので、よろしくお願いします。 それでは名前を申し上げます。石川聡子委員、今田晃委員、下野辰久委員、永嶋里枝委員、藤尾憲一委員、溝口一男委員、三田村宗樹委員。以上、よろしくお願いします。 ただ今ご指名させていただきました委員の皆さまには本日、この審議会が終わりましたら、第1回の検討部会を開催しますので、よろしくお願いいたします。 続きまして、重要な案件であります、地球温暖化対策実行計画の策定についての部会報告を三輪部会長からご説明いただき、審議していただきたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。
三輪委員：	地球温暖化対策実行計画の策定についての部会報告を、資料2-1と資料2-2に基づきまして、ご説明させていただきます。 昨年12月に枚方市長から、「地球温暖化対策実行計画の策定について」諮問を頂戴いたしまして、審議会に部会を設置し、浅野会長からご指名いただきました11人の委員で検討を進めてまいりました。部会を9回開催し、ほぼ1年にわたって、部会委員の皆さまとともに検討を重ねてまいりました。その間に、2,000人の市民の方や200社の事業者の方にアンケート調査を実施させていただきました。また、7月には市民ワークショップを開催し、多くの方々からご意見をいただくことができましたので、そのご意見等を踏まえまして、本日報告させていただきます部会報告を作成させていただきました。 ご存じのように、国を取り巻く、あるいは世界を取り巻く状況が著しく変化を続けております。当然、昨年の震災以降、状況が一変し、エネルギー政策も変わりつつあります。そのような中で、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正されたこともあり、枚方市が新たに地球温暖化対策実行計画を策定するという事で、部会において議論してきましたので、議論百出といいたしましうか、非常に活発な意見が出されてまいりました。本当に精力的に委員の皆さまがご発言をいただきまして、ここに部会報告をまとめさせていただきました。そして、この部会報告に載せきれない多くの素晴らしいご意見も頂戴いたしましたので、資料2-2にまとめさせていただいております。どうぞご審議をよろしくお願いいたします。 引き続き、詳細につきましては事務局から説明していただきたいと思います。

浅野会長：	ありがとうございました。それでは、続きまして事務局から、内容について説明をよろしく願いいたします。
事務局：	(資料2-1、資料2-2について説明。)
浅野会長：	ありがとうございました。それでは委員の皆さまから、ただ今のご説明に対して活発なご意見を賜りたいと思います。どなたからでも結構ですので、よろしく願いいたします。
笹井委員：	47ページの市民が家庭でこういう工夫をすれば二酸化炭素を減らせるというのはわかりやすく、市民の行動を促すための動機付けには非常にいいと思います。 最近では、市のホームページ等を結構、皆さんが見ていると思われまので、例えば、こういうものをダウンロードできるようにして、自分で見てやってみようとか、そういう普及する手段を何か具体的に検討していただければと思います。
浅野会長：	ありがとうございます。ただ今のことで何か。
事務局：	家庭でできるエコライフの取り組みにつきましては、既にホームページに掲載させていただいてはおりますが、このように多くの行動を掲載しておりませんので、今後、充実させていきたいと思います。また、温暖化の計画自体は、もちろん市ホームページからダウンロードできるようにする予定です。
浅野会長：	是非、充実させていただきたいと思います。
笹井委員：	もう1点、これは市役所の中でご検討いただきたいんですけど、市役所の来庁者駐車場に入るために、ずっと車が並んでいますよね。医療費の申請とか、いろいろな理由で車を使って来られているとは思いますが、何とか減らす方策はないのかなといつも気になっています。 例えば、可能であるなら、どういう所用で来られているのかを調査することができればいいかなと。その中で、ITの活用などでもっと事務改善できるものや、各支所で対応できるものとかがあるかもしれませんので、全庁的に計画を立てて、事務改善を進めていかれたらどうかなと思います。是非、ご検討いただきたいと思います。
浅野会長：	非常に素晴らしい具体的な視点でご意見をいただきました。ありがとうございました。検討部会でも、そのような視点はなかったように思います。 本日、非常にタイトなスケジュールでご出席されている委員の方もいらっしゃると思いますので、途中でご退席される方からご意見をいただければありがたいのですが。どうぞ、どなたからでも結構ですので。
水丸委員：	午後早くに用事がございますので、先に退席させていただきますけれども、部会においていろいろと意見を言わせていただきましたので、この部会報告に対して追加が必要な意見等は特にありません。その点だけ申し上げ

	げておきます。 浅野会長： ありがとうございました。 柿丸委員： 51ページの計画の推進のところで、環境行政推進本部が中心となって計画を推進していくことになっていて、33ページの施策体系以降に各施策が書かれています。この計画の中で、ある程度明確な体系割といいますか、例えば、この取り組みに対しては、ここが担いますよというものがあればわかりやすいかなと。公共で推し進める取り組みでも、建築や緑など、そういった窓口がもう少し明確にならないかなと思います。 事務局： 窓口というのは、行政内部での窓口のことでしょうか。 柿丸委員： もちろん、そういった行政内部の窓口のこともあります。NPOなどと連携して取り組みを進めていき、その結果、全体的にどこともつながっているよというような形で書かれているのはよくわかるんですけど、これに対してはここが推し進めていくとかいうことがもう少し書かれていればもっとわかりやすいかなと思います。難しいですかね。 浅野会長： 今のご意見は、この計画を策定する際に、もう少し工夫することができればそのように書いていただきたいということと、どこがこの取り組みを進めていき、市民がこのことはどうなっているんだということを問い合わせの際の窓口を明確にして欲しいといったご意見ですね。 三輪委員： このことに関して、いかがでしょうか。 おっしゃられるとおりで、部会においても、一覧というのでしょうか、そういうものがあつた方がいいというご意見がいくつかありました。補助金に関しても一覧があればいいといった積極的なご発言がありましたが、それをここに盛り込んだ方がいいのかは、難しいところかなと思っています。 といいますのも、この温暖化の計画は、これからの10年間の取り組みなどを決めていく計画書ですので、行政の窓口も変わっていく可能性があります。また、市民団体においても、もっといろいろな動きが出てくるはずですので、ここに書き込んで固定化してしまうと、後々それがかえって束縛になる可能性があるのかなという心配がございました。ですので、例えば、市ホームページですぐわかるようにするというのが、重要かと思います。 事務局： 先の案件の資料になるのですが、参考までに資料3-2をご覧くださいませうでしょうか。これは環境基本計画の事業計画ですけれども、この中には、それぞれの事業について担当課の一覧を載せており、市ホームページからもダウンロードできるようになっています。こういう形で、市の環境保全の取り組みについては一括して管理をしておりますので、新たに策定する温暖化の計画についても同様に管理をしていくことになり ます。市の組織は結構変わりますので、計画の中に入れ込むのは少し難
--	--

しいところがあるかなと思います。最近、NPOや市民団体が主体となって取り組みをしていることが増えていますので、おっしゃられていることはすごくわかるのですが。

浅野会長：

ありがとうございました。

永嶋委員：

2点あります。一つは、41ページに「2. 緑の保全と創造」というところがありまして、他のページは啓発的な取り組みが多いようにも見受けられますが、このページの具体的な取り組みを見させていただきますと、予算化がかなり必要なものが多いのかなと。これは、単なる精神面のバックアップだけではなく、ある程度、市が予算を組んで具体的に取り組んでいくということなのかなと思いました。非常に難しいこともあるとは思いますが、どの程度の力を入れてやっていくつもりなのかというのをお聞かせいただけたらと思います。

もう一つ、35ページの「2. 太陽光発電システムの導入支援」に、主な取り組みの内容として、住宅用太陽光発電システム設置に対する支援というのがありますが、前回の審議会でも、この辺を普及していくべきだという意見も出ていたように思います。そのときは、あまり気にしていなかったんですけども、その後、ソーラーシステムをめぐるトラブルや近隣紛争に発展しているようなものを耳にする機会がありました。確かに、現在、国をあげて財政支援をしていますし、市においても、具体的な支援策を講じていますが、その辺に対する注意喚起をしないで、支援することに対して少し危惧があるんです。ただ、こんなリスクもある、あんなリスクもあると言っていては、皆さん二の足を踏んでしまうので、その兼ね合いが非常に難しいと思うんですけれども。

国民生活センターにも数千件の相談が寄せられていまして、国民生活センターだけで数千件ということは、そういった母数はもっと広いということですよね。相談内容として、訪問販売を伴う消費者問題や取り付け後の雨漏り、鳥の被害があるということだけではなく、隣に大きなマンションが建ったのでソーラーパネルを使えなくなったとか。その他にも、ソーラーパネルの反射光によって被害が生じたということで、今年の4月にパネルの撤去を命じた判決が出ていたんです。

そういった被害に発展していくケースがありますので、そのこのところを少し考えていただきたいと思いますし、せっかく市が進めているのに、後でこんなトラブルがあったというのでは残念な話になりますから。

市の補助金申請は、契約後なのでしょうか。もし、先に相談に来ていただいたら、こういうこともありますから気を付けてくださいといった話もできますし。この場で言うのが相応しいのかわかりませんが、2点意見を述べさせていただきました。

浅野会長：

ありがとうございました。1点目は、41ページの取り組みを進めていく

ためには、予算が必要になってきますが、今後どのように力を入れていくつもりなのか、あるいは考えているのかということ。

2点目は、太陽光発電の設置について国をあげてどんどん推進している中で、業者と消費者間のトラブルに発展しているケースが増えてきているので、市も補助金を交付していることから、市民に対してそういった注意喚起をする必要があるのではないかと考えたことだったと思います。

事務局： 一点目についてですが、部会報告には、関係課と調整した上で、既に実施している取り組みを中心としたものを記載しています。最終的には計画に盛り込むことによって、現在の取り組みを継続して、あるいは充実させていくといったことになっていきますが、ただ、予算等の関係がありますので、増額するとかは別の問題となります。

このように、既に取り組んでいるものを含め、計画にきちんと位置づけることによって、市として着実に地球温暖化対策を推進していきたいと考えております。

浅野会長： この取り組み内容というのは、かなり進んでいる内容もあるように思います。それに関連して、どんどん推進させていくといった取り組みもあって、特にこの取り組みを推進していきたいということで、ここに入っていると思います。

永嶋委員： 里山の保全はすごく大事なことで、今は民間の方の頑張りに頼っている部分が多いのかなと思います。結局、積極的に市がやっていくというところまではなかなか難しいということになるのでしょうか。本当は、そこまでやっていただきたいという気持ちはあるのですが、ボランティアの育成や活動の支援以上のことは、今は考えておられないということになりますか。

事務局： 「枚方市東部地域里山保全基金」を活用して、里山保全活動への支援を行っていますが、市として直接活動をするところまでは、なかなかできていないのが現状です。

浅野会長： 既にご存じかもしれませんが、里山の保全に関わっているNPOやボランティア団体がかなりございます。そういう人たちに対して、市として今すぐにできないにしても、経済的・精神的なバックアップということを常に考えていただいていると感じています。

次に、2点目のソーラーパネルに関してのご指摘についてはいかがでしょうか。

事務局： 市の補助金申請は、設置後になりますので、そのときに助言をするのは難しいんですけども、市ホームページに注意喚起を掲載することは可能かと思います。今のところは、そういった苦情を聞いたことはありません。

浅野会長：	極端に言いますと、オレオレ詐欺に引っ掛からないようにねという感じに似ていますよね。
永嶋委員：	実際に取り付けた人から聞いた話ですけど、最初に宣伝されたほど効果がなかったというケースや強引に契約させられて取り付けたケースがあったみたいです。結局、単に節約しましょうとか、節電しましょうというのではなく、出費の協力を求めることになってしまいますし、それが100万円単位の金額になってしまい、なかなか取り返しがつかないことになるわけです。だから、国の責任で宣伝されるのはいいのですが、枚方市としてどういうスタンスで向き合うのかなと。少くくらしいスタンスが違っていてもいいのかなと思います。 今は幸い、窓口にはそういう苦情はないにしても、これから起こらないとも限りませんし、老婆心ながら本当に心配しているだけですので、そここのところを考えていただけたらなと思います。
浅野会長：	何かよく似た問題を聞いたことはありませんでしょうか。
水内委員：	今お聞きしているような内容というのは、たぶんケースとしてはレアなケースではないかなとは思っています。ただ、雑誌などで読んだことはあります。
事務局：	市に消費生活センターという部署がありますので、そういった苦情が来ているかどうか確認させてもらって、もし来ているようでしたら、検討する必要があるかなと思います。 再生可能エネルギーについては、東日本大震災以降、市として特に進めていかなければいけないという方針がありまして、多くの公共施設でも導入していますし、市民にも導入していただきたいと考えております。市としましては、国の補助金に加えて、市でも補助金を交付することによって太陽光発電の設置を促進させていくとともに、環境意識を高めてもらうといった効果も期待しています。 確かに、トラブルの点については、今のところ市には届いてはいませんが、一定、そういった注意喚起は必要だと思いますので、ホームページ等でお知らせさせていただくことを検討させていただきます。
浅野会長：	ありがとうございました。
下野委員：	27ページの将来推計についてですが、2022年度の民生家庭部門の推計値が、2009年度に比べて10万トンぐらい増えるという結果になっています。これは、震災以降の最近の事情を含めたら、これぐらいの伸びになるということでしょうか。
事務局：	この将来推計は、国の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル」に基づき算定したもので、最近の事情を考慮したものではありません。
下野委員：	市民の皆さまも頑張ってくださいという意味で、こうした将来推計をし

	ているわけではないですよ。
事務局：	そうです。震災前の生活を続けていけば、このような将来推計になるということです。
藤尾委員：	枚方市だけが地球温暖化対策を進めていっても、近隣の寝屋川市や交野市などと連携しないと意味がないと思っています。国からもいろいろな方針が出ているみたいですけど、決定的なものがまだないですよ。この内容は、一般市民の方にはほとんどわからないので、それをどうやって啓発していくかということが問題だと思います。エネルギーの使用料金を上げるのが一番手っ取り早いと思いますが、そうではなくて、啓発運動を広げていく対策をしないことには、ここの委員だけが知っているというようなものでは意味がないと思いますので。 昨日、私の工場に太陽光発電とLED照明の見積もりを取らせてもらったのですが、太陽光発電は高く、償却するのに12、13年かかるので、これは難しいなと思っています。 それよりも、やはり一般市民に、これをわかってもらえるような方法を考えていかないと。これは枚方市というよりも国の問題として、テレビ局にCMを流してもらおうとか、そういう意見を出していかないといけないことかなと思います。これからの世代の人たちのことを考えると、何か対策をしないといけないと思いますので。
浅野会長：	ありがとうございます。このことは行政が重要な問題として、いつも悩んでいることだと思います。この部会報告を作成するときに、枚方市民として頑張っていこう、そして自分たちの生き方が地球規模で影響を与えているんだということを、市民一人ひとりが意識できるような啓発活動のようなものができるといいなという願いもあって部会で議論していましたから、今おっしゃられたことはよく理解できます。
藤尾委員：	特に、交野市や寝屋川市などの近隣都市との連携が必要だと思います。
浅野会長：	空気や太陽、動物などには行政の境界はありませんのでね。
佐久間委員：	35ページに「（仮称）地球温暖化対策推進基金の創設」とありますが、太陽光発電による売電をしたら、それが基金になるというのは、少し書き過ぎではないのかなと感じたのが1点。 全体的に素晴らしい部会報告を作成されていますので、少し違った視点から話をさせていただきたいと思います。地球温暖化対策については、原因を絶つためのこうした取り組みというのは絶対に必要で、これをやらない限りはなくなるといったことがあります。ですが、気候変動を安定化させるまでに相当な時間がかかりますので、それまでの対策が必要になってきます。 8月のお盆の期間中に大雨が降って、枚方市も大変だったとは思いますが、宇治市も大変な被害を受けられて、私はそちらに派遣されていまし

	た。そういうことが身近に起きているということもあって、皆さんの生活を守るために、今起きているものを最小限にとどめるための対策が必要になります。それは、下水道など土木的な話にも関係してきますが、こういう計画を策定されるときに、そういった視点もあるということをやはり理解しておかないといけないのかなと思っております。
浅野会長：	ありがとうございました。
三輪委員：	ただ今のご意見については、部会でも議論がありまして、資料2-2には「緩和策」と「適応策」を融合させて地球温暖化対策を推進する必要があるということを記載しております。ただ、実行計画の性格上、こういうものを計画の本編に書き込むことは難しいため、こういう付帯意見という形で述べさせていただいたということでご理解いただけたらと思います。
浅野会長：	今のご説明でおわかりかと思いますが、経済的・金銭的な問題などがあってすぐに実現ができないものとして資料2-2に部会報告にあたっての付帯意見としてまとめているということです。ですから、この付帯意見の内容が、将来的にどんどん推進されていくという期待が込められているということでもあります。
稲森委員：	質問です。35ページの「（仮称）地球温暖化対策推進基金の創設」の部分について、ここまで書いてよいのかということをお聞きしたいのですが。見通しも含めて、もう少し説明していただけたらと思います。
事務局：	まず、どのくらいの売電収入があるかということが現時点ではわからないといったことがあります。ですが、今、淀川衛生工場に大型太陽光発電の設置の準備を進めていまして、15年間のリース契約することによって、そのリース費用と売電価格の差が収入になると見込んでいます。また、公共施設に新たに設置した太陽光発電は、余剰電力は売電しますので、その売電の収入も見込んでいます。 こうした基金を創設するということは、市としての姿勢を示すことにもなりますので、是非設置していきたいと思っております。
浅野会長：	この部会報告を基本として最終的に答申させていただくことになると思いますが、これでよろしいでしょうか。何かあれば、時間の都合上、会長である私に一任していただいとを考えていましたが。ほとんどそれがないという感じですね。委員の皆さま、よろしいでしょうか。
各委員：	（了承）
浅野会長：	それでは、新たに諮問していただきました公害防止条例の見直しに関して何かございますでしょうか。
各委員：	（意見なし）
浅野会長：	何か、事務局からありますか。
事務局：	部会において、この付帯意見を計画の冊子に載るようにしたいという話

	がありましたので、参考までに環境審議会から答申されるときは答申書（案）を用意させていただきました。それを皆さまにご確認いただきたいと思ひまして、今から配らせていただきます。
三輪委員：	補足させていただきます。付帯意見としてあげておりますのは、既にご説明がありましたように、この部会報告の中に書き込めない部分を書いております。どういふ理由かといひますと、実行計画というものは非常に実行性を持ったもので、必ずやりますという約束みたいなものと私は理解しております。ですから、実行計画には、基本的にできないものは書かれていないといひ切ってもいいかと思ひます。 ですが、それだけだと実際のところ、中長期の視点に立った場合には、物足りないといふことになりますので、こういうことも考えていただきたいといふことを部会の委員の皆さまが検討してくださったものです。現在は実施段階ではありませんが、将来的に忘れないで実施していただきたいという願ひのもとに付帯意見を付けたものでございます。もし、この8項目について、この審議会でご了解いただくことができましたら、審議会の意見として市長に申し上げたいと、そういう意図を含んでの書き方になっております。
浅野会長：	ありがとうございます。何かご意見がありましたらよろしくお願ひいたします。
各委員：	（意見なし）
浅野会長：	それでは、意見等はないようですので、部会報告をもとに市長に答申させていただきますと思ひます。 特に、次世代に対して責任が持てるような形で、市民一人ひとりの生き方が少し変われば、固い言葉ですけど、幸せにつながるような枚方市、そして枚方市民になると思ひます。枚方市民が生活しているこの空間、大事にしなければならない東部地域の里山、古代の歴史、近世の歴史、これらを枚方市民と共有していこうという思いの答申とさせていただきますと思ひます。 それでは、続きまして報告案件が2つございますので、その報告をお願いいたします。
事務局：	（資料3-1、資料3-2、資料4について説明。）
浅野会長：	ありがとうございます。委員の皆さまからご質問もあるかと思ひますが、時間の関係で今日は報告をするという形で終わらせていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。
各委員：	（了承）
浅野会長：	事務局の方から、他に何かございますか。
事務局：	本審議会が終了しまして5分後の11時55分から第1回公害規制検討部会を開催させていただきますと思ひますので、部会委員の皆さまは、恐れ入

	りますが、隣にあります第2委員会室に移動していただきますように、 よろしくお願いいたします。
浅野会長：	何かご意見、ご質問はございませんか。
藤尾委員：	穂谷の方では、土を掘ったり、土で山をつくったりしていますが、制限 というのではないのでしょうか。
事務局：	土、あるいはガラ等の再生事業ということで、工事現場等から出たもの を再生していると思います。いわゆる、廃棄物ではございませんので制限 はないのですが、土埃などは生じないようにということで指導等をさ せていただいているところです。
浅野会長：	事業としてやっておられるということなので、規制ができる範囲が限ら れているというような話で、法律あるいは条例を犯しているわけではない ということですね。
藤尾委員：	何か枠にはめられないのでしょうか。
浅野会長：	公害規制検討部会において、ご検討していただくということで、またよ ろしくお願いいたします。
<閉 会>	
浅野会長：	それでは、皆さまお忙しいところをお集まりいただきまして、ありが うございました。本日の審議はこれで終わりたいと思います。どうもあ りがとうございました。